

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第10号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 物品買入・借入（比較見積・特定少額契約）に関する契約事務及び支出事務

所 管 所 属：大正区役所

通 知 日：令和 8 年 5 月19日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	仕様書について改善を求めたもの 今回の監査の調査対象契約である、大正区役所の令和 6 年度の宿日直職員用寝具等の借入契約は、4 月 1 日から 1 年間の契約期間であり、仕様書では、毛布を含めた寝具一式を通年借り入れ、月に 1 回の交換を行うこととされている。 この契約に関する書類を確認したところ、契約当初に毛布を含めた仕様書に沿った寝具一式を借り入れ、契約書どおりに定められた金額が支払われていたが、毛布については、交換が行われていない月があった。 大正区役所によると、寝具の借入れは毎年行っており、毛布については、基本的に夏季は不要であることから、例年、その旨を契約相手方に伝えた上で引き取らせていたが、仕様書の見直しは行っていないとのことであった。 【指摘事項】 大正区役所は、関係職員に対し、仕様書は適切に作成しなければならないこと及びその内容に基づき履行確認を行う必要があることを、改めて周知されたい。また、宿日直職員用寝具の借入契約に当たり、季節による必要性を踏まえるなど仕様書の内容を十分に精査の上、実際の運用に合わせた仕様書に見直されたい。	・仕様書は適切に作成しなければならないこと及びその内容に基づき履行確認を行う必要があることを関係職員へ改めて周知するため、令和 8 年 3 月 2 日の管理職情報共有会議において各課長に説明するとともに、同日付けで、各課長及び関係職員に対し通知文を发出した。 ・令和 8 年度の宿日直職員用寝具借入契約の仕様書は、寝具の品目ごとに月別の必要数量を定めるなど、実際の運用に合わせた内容に見直しを行い、当該仕様書に基づき、令和 8 年 3 月 4 日付けで公募型比較見積の公告を実施した。	措置済	令和 8 年 3 月 4 日